

就学支援金（授業料無償化制度）を申請される方へ

1. 就学支援金とは

高校の授業料を国が生徒に代わって負担する制度です。収入状況届出書（受給資格認定申請書）を提出され、認定となった方は、**令和5年7月から令和6年6月までの授業料が無償となります。返済の必要はありません。**（今年度卒業予定の方については、令和5年7月から令和6年3月までの授業料が無償となります。）

2. 対象要件

保護者等の令和5年度の「課税標準額（課税所得額）×6%—市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）」で計算される算定基準額が304,200円未満であることが要件です。父母ともに所得がある場合には、父母の合計額で判定します。

ただし、支給期間は全日制で36月、定時制及び通信制で48月の制限があります。期間の計算では、国立・公立・私立を問わず、高等学校等の在学期間を通算します。

3. 手続きについて

①～③を学校事務室に**7月14日（金）までにご提出ください。**

① 収入状況届出書（受給資格認定申請書）、②保護者等のマイナンバーカード等の写し、③生徒の保険者証の写し（該当者のみ）をご提出ください。

① 収入状況届出書（受給資格認定申請書）の記入方法は、別紙をご参照ください。添付書類である②マイナンバーカード等については、裏面をよくお読みください。③保険者証は該当する方のみご提出ください。提出書類は、一緒に配付した封筒に入れ、お通りの学校の定める期限までにご提出ください。

保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税（0円）の世帯や、生活保護受給世帯の生徒は、**別途申請を行うことにより、「奨学のための給付金」制度の支給対象となります。**「奨学のための給付金」の申請書類についても、同じ封筒に入れて**7月14日（金）までにご提出ください。**

審査結果については、両制度ともに年内に学校を通じてお知らせする予定です。

注意！

申請書を期限までに提出しなかった場合や、審査の結果要件に該当しなかった場合は、授業料をご負担いただくことになります。

【必ずお読みください】

申請にあたっては、別紙の記入上の注意及び留意事項をよく読んでから記入してください。所得の確認対象となる保護者等は、原則として「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認してください。仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかになった場合は、支給を受けた者から不正利得として受給額が徴収されます。また偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

税の更正により、受給資格を満たすことになった場合は、更正通知書を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格の認定申請を行ってください。

【お問い合わせ先】

大阪府立中央高等学校（事務室） 電話：06-6944-4401 受付時間【平日】11:00～19:00

添付書類について

今回の届出書（申請書）では、保護者等全員について、**令和5年度**の「課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額）」で計算される算定基準額（令和4年1月～12月の収入に基づく金額）を証明するため、申請手続に下記（1）または（2）の書類が必要です。

（1）マイナンバーが記載された次のいずれかの書類

- ①マイナンバーカードの裏面（マイナンバーが記載された面）の写し
- ②マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書（※1）
- ③マイナンバー通知カードの両面（※2）の写し

マイナンバーが記載された書類をご提出いただき、保護者等に変更がない場合は、在学期間中の添付書類の提出を省略することができます。

※1 マイナンバーが記載された住民票等を提出する場合は、**3カ月以内に発行されたもの**で、

保護者等のマイナンバー・名前・住所・生年月日と発行した市区町村の公印・発行日が確認できる必要があります。

※2 マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日施行のデジタル手続法によって廃止されていますが、

次のいずれかの条件を満たしている場合は、使用することができます。

- 記載事項（マイナンバー・名前・住所・生年月日・性別）に変更がない場合
- 法施行前（令和2年5月25日以前）に記載事項の変更手続きを市区町村の窓口で行っている場合

（2）生活保護受給証明書（※3）生活保護（生活扶助）受給世帯の方のみ

生活保護受給証明書で申請する場合は、次回の申請の際にも、生活保護受給証明書の提出が必要となります。生活保護世帯の方は、奨学のための給付金の対象となるため、生活保護受給証明書でのご申請をお願いいたします。なお、扶助の種類に「生活扶助」が含まれていない場合は（1）の書類の提出が必要となります。

※3 生活保護受給証明書は、**3カ月以内に発行された原本**が必要です。コピーは無効です。

また、**令和5年1月1日現在で生活保護（生活扶助）を受給していることが記載されている**必要があります。

（1）（2）いずれの書類も提出できない場合は、学校事務室にお問い合わせください。

【ご注意ください！】

今回の申請では、令和4年1月～12月の収入に基づく税情報が必要となります。税の申告が済んでいない場合は、マイナンバーの提出があっても審査を行うことができません。結果の通知が遅れる原因にもなりますので、**必ず税の申告を行うよう**お願いいたします。

保護者等について

マイナンバーカード等をご提出いただく「保護者等」とは、原則として「親権者」である父母です。

- 離婚・死別などの場合は、父母のいずれかのうち親権を持たれる方のマイナンバーカード等が必要です。
 - 再婚の場合でも、養子縁組をされない限り、親権を持たれる方はお一方のみになります。（実親同士の再婚を除く）
 - 未成年後見人は、家庭裁判所で選任され、扶養義務を持つ場合に限りです。
 - 親権者や未成年後見人がおらず、主たる生計維持者がいる場合は、扶養関係の確認として、生徒の健康保険証の写し等が必要となります。
 - 生徒が成人している場合（※4）（成年擬制している場合を含む）や生徒本人の収入で生活している場合は、生徒本人のマイナンバー等が必要です。（生徒に住民税が課税されるだけの所得がない場合は不要）
- ※4 入学時は未成年で、在学中に成人を迎えた生徒については、保護者等の状況や生計維持者の実態に変化がない場合に限り、成年年齢に達する日以前の保護者であった方を「主たる生計維持者」といたします。